

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」提供することを使命とし、企業価値を継続的に高めていくことを経営の基本方針としています。

この基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、当社の重要な経営課題の一つであると考えています。コーポレート・ガバナンス体制強化については取締役会、監査役会、会計監査人および執行役員会という枠組みの中で経営機構や制度の改革を進めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任していますが、コーポレートガバナンス・コードの考え方を支持しており、複数名の独立社外取締役を確保することが、独立社外取締役の自由な発言を後押しすると考えています。また、独立社外取締役を確保することは、中長期的な企業価値の向上およびコーポレート・ガバナンス強化において重要な経営課題と認識しています。取締役会機能の拡充に向け、当社の社外取締役としての資質を十分に備えた人材の確保を検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則 1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業上の関係を維持・強化することを目的に、政策保有株式として上場株式を保有することがあります。

政策保有株式について、事業上の関係を維持・強化することによるリターンと、株価下落等によるリスクを中長期的な観点で検証し、取締役会にて売却を含めて保有継続の可否を判断しています。

政策保有株式の議決権について、当社の中長期的な企業価値向上に資することを前提とし、当社との利益相反、株主価値の毀損等の可能性を検証し、提案された議案への賛否を決定しています。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社の関連当事者取引等に関する方針および体制は以下の通りとしています。

(1) 関連当事者取引等の実施に対する基本方針

当社は、関連当事者取引等の実施について、その取引が当社グループの経営の健全性を損なわないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して妥当であるか等に特に留意し決定します。

(2) 関連当事者取引等の適正性を確保するための体制

当社は、当社においては全役員に、グループ会社においては当社グループの事業運営に強い影響力を持つと認められる役員に対して、年度末に取引報告書を送付し、関連当事者取引の有無に関する申告を義務づけています。加えて、関連当事者の範囲および取引報告書の内容について、会計監査人による確認を受けています。

また、新規に関連当事者取引等に該当する取引を行う場合、取引条件の妥当性、当該取引の合理性(事業上の必要性)等を慎重に検討したうえで、職務権限規程に基づく決裁を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を構築しています。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(1) 【会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

当社は、企業理念や経営戦略について、当社ウェブサイト、決算短信、決算説明会資料および有価証券報告書等に開示しています。

経営計画については、単年度の業績見通しを取締役会において決議し、決算短信等にて開示しています。

(2) 【本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針をコーポレート・ガバナンス報告書およびコーポレートガバナンス・ガイドラインに記載し、当社ウェブサイトにて公開しています。

(URL: <http://www.fields.biz/ir/j/csr/governance/>)

(3) 【取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

本報告書の「2-1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

(4) 【取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、社外取締役において、東京証券取引所の定める独立性の要件を考慮したうえで、専門分野における十分な実績と見識を有し、当社の一層の発展に寄与できる方を取締役会に付議し候補者として選任しています。

社内取締役においては、取締役としてふさわしい人格、識見を有し、当事業の発展に寄与できる人材を、取締役会に付議し候補者として選任しています。

監査役においては、専門分野における幅広い見識を有し、監査が実効的に行われることが期待できる方を、監査役会の同意を経たうえで、取締役会に付議し候補者として選任しています。

(5) 【取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明】

当社は、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由について、株主総会招集通知に開示しています。

【補充原則 4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画など、経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置付けています。

取締役会は、経営陣に対する委任の範囲について、業務分掌規程および職務権限規程に定め、責任と権限を明確にしています。また、執行役員制度を採用し、業務執行における意思決定の迅速化を図っています。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立性の基準は、東京証券取引所の定める基準に準じており、独立社外取締役は当該要件を満たしています。

【補充原則 4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

- (1) 取締役会は、取締役会全体の知識、経験、能力のバランスおよび多様性を考慮し公正、透明かつ厳格な審査を経たうえで、取締役候補者を決定しています。また、当社の取締役候補者は、以下の要件を満たす者としています。
- a. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することができる者
 - b. 優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者
 - c. 取締役の職務を遂行するため必要な時間を確保できる者
 - d. 法令で求められる取締役の適格要件を満たす者
- (2) 独立社外取締役候補者は、前項に加え、当社と重大な利害関係がなく、当社が定める独立社外取締役の独立性に関する基準を満たすとともに、以下のいずれかの要件を満たす者としています。
- a. 経営者としての豊富な経験を有する者
 - b. 法律もしくは会計、財務等の職業的専門家としての地位に就いている者

【補充原則 4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、社外取締役および社外監査役候補者選任の要件として、職務を遂行するため必要な時間を確保できる者と定めています。また、取締役および監査役の役割・責務が適切に行われるよう、すべての取締役および監査役の兼任状況について確認を実施し、毎年株主総会招集通知の事業報告に開示しています。

【補充原則 4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、各役員による自己評価や、代表取締役が随時実施する各取締役との面談等による意見聴取の結果を踏まえ、グループ全体の事業およびコーポレート・ガバナンス体制における取締役会の実効性について分析および評価を行っています。

なお、当社は、取締役会の実効性について、適切に確保され、有効に機能しているものと評価しました。

【補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、積極的に取締役および監査役に対し、関連する法令や、コーポレート・ガバナンス、その他必要な情報や専門家による研修等の機会を提供しています。

取締役および監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態や、関連する法令、コーポレート・ガバナンス、その他必要な事項に関して常に能動的に情報の収集に努めるものとしています。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主や投資家との建設的な対話を促進するための体制整備として、代表取締役社長の直轄部門としてコーポレートコミュニケーション室を設置し、同室にIR担当を設けています。

株主や投資家からの対話(面談)の申し込みに対しては、代表取締役社長および執行役員コーポレートコミュニケーション室長が合理的な範囲で前向きに検討し、対応を行っています。

株主や投資家との対話の前提となる情報開示については、社内各部門責任者が当社および子会社等の重要情報を認識した場合は速やかに情報開示担当役員(執行役員コーポレートコミュニケーション室長)に連絡する体制を構築しています。

なお、重要情報の適時開示プロセスの体制図は、当社ウェブサイトにおいて開示しています。

(URL: <http://www.fields.biz/ir/j/process/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本 英俊	8,675,000	25.00
株式会社SANKYO	5,205,000	15.00
山本 剛史	3,612,800	10.41
有限会社ミント	1,600,000	4.61
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,394,600	4.02
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVIO1 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1,333,900	3.84
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505103 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	568,500	1.64
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	547,400	1.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	514,500	1.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	489,000	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

(1) 大株主の状況および以下の補足説明は、平成28年3月31日現在のものです。

(2) 日本バリュー・インベスターズ株式会社から平成27年3月2日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年2月27日現在で同社が2,542,600株(保有割合7.33%)を所有している旨の報告を受けていますが、当社として平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

(3) 平成27年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが平成27年12月11日現在で3,312,500株(保有割合9.55%)を所有している旨が記載されているものの、当社として平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
糸井 重里	その他									○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
糸井 重里	○	独立役員に指定しています。 また、株式会社東京糸井重里事務所代表取締役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。	社外取締役の糸井重里氏は、コピーライター、エッセイストなどの多彩な活動をしており、当社のコンテンツビジネスにも高い見識を持っています。また、豊富な経験と独自の発想から、当社の事業戦略への積極的な参画を期し選任しています。 また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、室長1名を含む3名で実施しています。期初に策定した内部監査計画書に基づき、当社および子会社の業務活動全般に関して、定期的に内部統制の評価および内部監査を実施し、その結果を踏まえて業務改善に向けた助言・勧告を行っています。

監査役による監査について、監査役は、取締役会を始めとする社内の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各部門へのヒアリングや決裁書類の調査等を通じて監査を実施し、取締役の業務執行状況を監視できる体制を取っています。

また、監査役会と監査室の連携については、毎月開催される監査役会に監査室が同席し、相互に内部統制の評価および監査結果の報告・意見交換を行っています。さらに、監査役会と監査室は、四半期毎に会計監査人と意見交換会を開催し、また会計監査人による期中および期末監査への立会いを行うなど、三者間で相互に連携を取り、監査業務を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池澤 憲一	他の会社の出身者													
小池 敕夫	他の会社の出身者													
古田 善香	税理士													
中元 紘一郎	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池澤 憲一	○	独立役員に指定しています。	常勤監査役である池澤憲一氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わり、その経歴を通じて培われた知識や見識を活かしたグループ内部統制に関するベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。
小池 敕夫	○	独立役員に指定しています。また、株式会社東京糸井重里事務所社外監査役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。	非常勤監査役である小池敕夫氏は大手証券会社の元役員であり、証券発行市場のベテランです。幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。
古田 善香	○	独立役員に指定しています。また、古田善香税理士事務所所長および	非常勤監査役である古田善香氏は国税業務を担当してきた税務のベテランです。

		株式会社マネースクウェアHD社外監査役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。	幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。 また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員として指定しています。
中元 紘一郎		ジェイアイ傷害火災保険株式会社社外監査役を兼任していますが、当社と兼任先との間には、取引その他特別な関係はありません。 また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問であり、当社と同事務所の間には法律顧問契約が締結されていますが、取引価格等については一般的取引条件によっています。	非常勤監査役である中元紘一郎氏は弁護士としての豊富なキャリアに基づく高度な法的知識を有する法務のベテランです。 幅広い見識を経営に反映させていただくことを期し選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
--	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役においては1名、監査役においては3名の社外役員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対する報酬は827百万円(うち、社外取締役分は14百万円)、支給人員は13名です。なお、報酬には前事業年度の役員賞与引当金繰入額214百万円(うち、社外取締役分は5百万円)が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会において、取締役および監査役それぞれの報酬総枠を決議し、限度内で、取締役の報酬は取締役報酬規程に基づき取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により、それぞれ決定しています。
平成26年6月18日開催の第26回定時株主総会決議に基づく取締役の報酬額は、年額1,100百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)、平成17年6月29日開催の第17回定時株主総会決議に基づく監査役の報酬額は、年額50百万円以内です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- (1) 社外取締役
当社は、社外取締役の補佐を総務部が担当し、取締役会の招集や議題の事前通知等を行っています。
- (2) 監査役
当社は、監査役会の職務の補佐を監査役スタッフがを行っています。監査役会が必要とする情報は、監査役自らまたは、監査役の指示をうけ監査役スタッフが収集しています。また、監査役会は、監査室と適宜情報共有を行っています。なお、取締役会における報告事項または決議事項に関する事前説明等については、必要に応じ総務部が行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は取締役13名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項の決定、業務執行状況の報告ならびに監督など、迅速に経営判断ができる体制を整えています。さらに、社内業務全般にわたる諸規程が網羅的に整備されており、明文化されたルールのもとで、各職位が明確な権限と責任をもって業務を執行する体制としています。監査については、内部監査、監査役監査、会計監査人監査のチェック体制を厳格、適切に運用することにより監査機能の強化と経営の透明性の向上に努めています。なお、当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれの契約も金3百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

リーガルリスクの管理については、各種契約書を法務室が一元管理し、重要な契約書等に関しては、原則としてすべて顧問弁護士によるリーガルチェックを受けることとしており、不測のリスクを回避するよう努めています。

会計監査については、三優監査法人に委嘱しています。四半期、期末に偏ることなく監査を実施しており、監査法人に対して必要な情報はすべて提供し、公正な監査を受けています。

業務を執行した公認会計士の氏名 所属する監査法人

小林 昌敏 三優監査法人

熊谷 康司 三優監査法人

(注)継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されています。具体的には、公認会計士4名および会計士補等3名を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営理念である「すべての人に最高の余暇を」提供することを使命とし、企業価値を継続的に高めていくことを経営の基本方針としています。

この基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、重要な経営課題の一つであると考えています。

コーポレート・ガバナンス体制強化については取締役会、監査役会、会計監査人および執行役員会という枠組みの中で経営機構や制度の改革を進めていくことで、経営の適正性や透明性が確保できるものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の早期発送に努めています。 第28回定時株主総会（平成28年6月22日開催）の招集通知は、同年5月27日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主に出席していただくため、集中日を避けて平成28年6月22日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、平成16年6月開催の第16回定時株主総会から、インターネット等による議決権行使をできるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取り組み	当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家が十分な検討時間を確保できるよう努めています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、招集通知の要旨を英語版で作成しており、招集通知発送日の2日前までに議決権電子行使ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であることを認識し、報告事項および決議事項の説明についてはビジュアル化等により、株主の理解向上に取り組むほか、質疑については十分な時間を確保し誠実な回答に努めています。 また、株主総会における議決権行使結果を、臨時報告書により開示するとともに当社ウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社ウェブサイト上に『情報開示指針』として掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成24年3月期は、福岡・徳島（平成23年6月）、熊本・広島・松山（平成24年3月）地区にて実施しました。 平成25年3月期は、滋賀・鳥取（平成24年6月）、札幌（同8月）、宇部・那覇（同9月）、富山・金沢（同11月）、島根・大分（平成25年3月）地区にて実施しました。 平成26年3月期は、小樽・札幌（平成25年5月）、新潟（同9月）、倉敷・福岡（同11月）、神戸・京都（平成26年3月）地区にて実施しました。 平成27年3月期は、東京（平成26年5月、6月、9月）、札幌（同8月）、福島・山形（同9月）、小田原（同12月）地区にて実施しました。 平成28年3月期は、東京（平成27年4月、7月）、大阪（同9月）、福岡（平成28年2月）地区にて実施しました。 平成29年3月期は、長野（平成28年6月）地区にて実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期および期末決算説明会を定期開催しています。 平成24年3月期は、第1四半期・第2四半期・第3四半期および期末決算説明会を実施しました。 平成25年3月期は、第1四半期・第2四半期・第3四半期および期末決算説明会を実施しました。 平成26年3月期は、第1四半期・第2四半期および第3四半期決算説明会、期末決算説明会、テレフォンカンファレンスを実施したほか、平成26年5月に事業戦略説明会を実施しました。 平成27年3月期は、第1四半期・第2四半期・第3四半期および期末決算説明会を実施しました。 平成28年3月期は、第1四半期・第2四半期・第3四半期および期末決算説明会を実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に複数回、欧州・北米・アジアなどを対象とした海外投資家向けIRを実施しています。 平成24年3月期は、欧州方面（ロンドン）の海外投資家向けテレフォンカンファレンスを実施しました。 平成25年3月期は、アジア方面（香港、シンガポール）、欧州方面（ロンドン、パリ、ジュネーブ）の海外投資家向けIRを実施しました。 平成26年3月期は、アジア方面（シンガポール、香港）、欧州方面（フランクフルト、ジュネーブ、エジンバラ、ロンドン）の海外投資家向けIRを実施しました。	あり

	平成27年3月期は、アジア方面（香港）、欧州方面（ロンドン、パリ、フランクフルト）の海外投資家向けIRを実施しました。 平成28年3月期は、欧州方面（ロンドン、ジュネーブ）、アジア方面（シンガポール、香港）の海外投資家向けIRを実施しました。	
IR資料のホームページ掲載	IR投資家情報専用ページを設置しています。 企業ビジョン・成長戦略、決算短信、決算説明会配布資料、IRリリース、株主通信（期末、中間）、アニュアルレポート（日本語版、英語版／オンライン版含む）、株主総会レポート、その他会社概要、マーケットデータ、業績、財務諸表、株式情報、CSR関連情報等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートコミュニケーション室に、IR担当を設けています。	
その他	IR投資家情報専用ページに加え、IR情報提供サービス会社を活用し投資家向けIR情報発信等を実施しています。 JASDAQ主催の機関投資家／アナリスト向け合同会社説明会『JASDAQ Value IR Square』に参加しました。 平成24年3月期は、平成23年12月開催に参加しました。 平成25年3月期は、平成24年12月開催に参加しました。 バンクオブアメリカ・メルリリンチ『ジャパンコンファレンス』に参加しています。 平成27年3月期は、平成26年9月開催に参加しました。 各種表彰等においては、『日興アイ・アール 2015年度 全上場企業ホームページ充実度ランキング』では「最優秀サイト」（総合ランキング：8年連続選定、業種別ランキング：5年連続1位）に選定、『大和インベスター・リレーションズ 2015年インターネットIR表彰』では「優秀賞」に選定、『Gomez IRサイト総合ランキング 2015』では、「新興市場ランキング：4年連続1位」に選定されました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動規範」を制定し、ステークホルダーの立場を尊重し、活動することを定めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動規範」において、株主・投資家はもとより広く社会とのコミュニケーションを行い、積極的かつ公正に企業情報を開示することを基本方針としています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備することについて、取締役会で次の通り決議しています。

(1) 業務運営の基本方針

当社は、企業理念である「すべての人に最高の余暇を」のもと、継続的な企業価値の向上を実現させるべく、経営の仕組みや組織体制の構築、社内業務全般にわたる諸規程の整備により、明確な権限と責任をもって業務を遂行する。

(2) 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 当社グループの取締役および従業員は、当社グループの「企業行動規範」に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。
- 当社は、当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令等に適合することを徹底するため、コンプライアンス担当取締役を任命するとともに、コンプライアンスに関連する諸規程および内部通報制度を整備、運用し、取締役および従業員のコンプライアンスに関する意識向上を図るための教育研修を実施する。
- 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門である監査室が、当社グループ全体のコンプライアンスの運用状況について内部監査を実施し、定期的にその結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役の職務に係る取締役会議事録、稟議書等の重要文書その他の情報につき、文書管理規程等に基づき保存および管理を行う。
- 取締役および監査役は、いつでも前項の文書を閲覧できるものとする。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 当社グループのリスク管理体制を確保するため、リスク管理担当取締役を任命するとともに、リスク管理規程等を制定し、市場、投資、災害等のリスク状況の監視および全社的対応を行う。
- 当社グループの各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当各部門が行う。また、当社グループ各社は、職務権限・決裁に関する規程を整備、運用し、自ら業務執行に係るリスクの適切な管理に努める。
- 取締役および従業員のリスク管理に関する意識向上を図るため、教育研修を実施する。
- 監査室は、当社グループの各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。是正または改善の必要があるときには社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告し、主管部署または監査を受けた部署は、速やかにその対策を講ずる。

(5) 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時にこれを開催することでスピーディーかつ効率的な経営判断を行う。
- 当社は、執行役員制度の採用により、業務執行における意思決定の迅速化を図る。
- 当社は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき当社グループにおける責任と権限を明確にし、当社グループ全体の業務執行の効率化を図る。
- 当社グループ各社は、当社グループの経営方針に基づき、当社との間で方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社グループ各社の日常の業務執行については、関係諸規程に即し、規律と効率に留意するとともに、組織間の連携を実現する。
- 当社グループでは、中期経営計画およびこれに基づく年度経営計画のもと、取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けた効率的な業務執行を行う。

(6) 当社グループにおける職務の執行に係る事項の報告その他業務の適正を確保するための体制

- 当社は、関係会社管理規程を定め、当社グループ各社に対し、営業成績、財務状況その他の経営上重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけるとともに、コンプライアンスやリスクマネジメント等の定性的な課題の把握に努める。
- 子会社・関連会社に対しては、日常の意思疎通、役員派遣、議決権行使などを通じて、業務の適正を確保することを目指す。
- グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行うための体制を整備、運用する。
- 監査室は、当社および当社グループ会社の業務の状況について内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査役会ならびに当社グループ各社社長に報告する。
- 当社に当社グループ各社の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社とグループ会社との間の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項および当社監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当社は、監査役の職務を補助するため、専任の従業員を置くものとする。当該従業員への指揮命令権は監査役に属するものとし、当該従業員は取締役または従業員の指揮命令を受けない。
- 当該従業員の人事評価は監査役が行い、配属、処遇、人事異動、懲戒処分等については事前に監査役の同意を得て、それらの事項を決定する。

(8) 当社監査役への報告に関する体制

- 当社グループの役員および従業員は、重大な法令違反や当社グループに損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を発見した場合は、適時、適切な方法により監査役に報告する。これらの者から報告を受けた者も、遅滞なく監査役に報告する。
- 監査役は、必要がある場合には、いつでも当社グループの役員および従業員に対して重要事項の報告を求めることができる。
- 監査役は、当社グループ各社の取締役会への出席のほか、執行役員会その他の業務執行上重要な会議に出席することができる。また、当該会議体の議事録等の関連資料を閲覧し、その説明を求めることができる。
- 当社グループは、内部通報制度を設置し、当社のコンプライアンス担当取締役が当社グループ全体のコンプライアンス等に関する情報を一元管理するとともに、かかわる情報を定期的に監査役に報告する。

(9) 当社監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

(10) 当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の遂行によって生じる費用および債務については、当該費用等が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、基本的に制限することなく円滑に処理する。

(11) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、いつでも当社グループの役員および従業員に対し個別ヒアリングの機会を求めるとともに、当社の社長、監査室および会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催する。
- b. 当社グループ各社の監査役は、四半期に1回、グループ監査役会を開催し、情報の共有、意見交換等を行う。
- c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他外部専門家に相談することができ、その費用は当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた体制

- a. 当社グループは、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを基本方針とし、経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行う。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても組織として毅然とした対応をする。
- b. 期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、反社会的勢力排除条項を契約書等に定めることにより、速やかに関係を遮断するための体制を整える。
- c. 当社グループ各社の役員および従業員に対し、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断するべく、周知徹底を行う。
- d. 不当要求の対応等に関する対応部署を定め、管轄警察署等関係諸機関とも連携し、情報の収集・管理に努めるとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 情報取りまとめおよび情報開示関係者

当社では、情報開示担当役員を執行役員コーポレートコミュニケーション室長と定め、会社情報について管理しています。社内各部署より必要な情報を取りまとめ開示の必要性について協議しています。なお、開示の必要性については次のものが協議しており、情報開示の基準については「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従っています。

情報開示関係者

代表取締役会長

代表取締役社長

取締役計画管理本部長

執行役員コーポレートコミュニケーション室長

(2) 会社情報開示の決定および方法

当社では、決定事実、発生事実、決算に関する情報の会社情報に関しては、統括情報管理責任者が取締役会に報告し、承認を受けた会社情報について情報開示担当役員がTDnetを使い速やかに情報開示を行っています。

(3) その他

開示の検討にあたっては、情報内容の必要に応じて会計監査人および外部専門機関への相談を行っています。



